

国民健康保険・後期高齢者医療の お知らせ

医療費の適正な利用にご協力をお願いします

▶ 問合せ 役場保険医療課

交通事故等によるケガの 治療をしたらすぐに届け出を！

加害者の故意または過失による以下の例のケガで、保険証を提示して治療を受けた場合は、役場に届け出が必要です。

- ・交通事故によるケガ
- ・犬にかまれたケガ
- ・食中毒で病院に受診 等

※治療費の一部を健康保険が立替えて支払うため、役場から加害者に医療費を請求することになります



ジェネリック医薬品に 切り替えてみませんか？

- ・新薬の特許が切れた後に販売される、同じ効き目の低価格な薬（ジェネリック医薬品）を利用すると、医療費の自己負担額が節約できます
- ・役場保険医療課窓口にて「ジェネリック医薬品希望シール」を配布しています



お薬手帳を利用していますか？

- ・複数の医療機関で薬を処方された場合、成分が重複したり、副作用を起こす可能性があります
- ・お薬手帳は1冊にまとめ、処方されている薬は薬局で確認してもらいましょう



セルフメディケーションが 注目されています！

- ・健康的な生活を送るためには、体調の変化に早めに気づき、症状が軽いうちに自分で手当てすること（セルフメディケーション）が大切です
- ・処方箋なしに購入できる市販の薬（OTC医薬品）を上手に活用しましょう